

報 告 書

平成28年11月4日の市民環境委員会において、植村佳史委員から資料提出依頼のありました件について、以下のとおり報告いたします。

1. 平成27年7月8日の事案について

(1) 事案の発覚

平成27年7月8日(水)午後0時30分頃、奈良市大安寺西二丁目28-1奈良市リサイクル推進課の空き缶ストックヤードに置かれていた市収集分の空き缶の入った網袋を株式会社奈良市清美公社(以下「公社」といいます。)職員(以下「当人」といいます。)が持ち去ろうとしているところを、リサイクル推進課職員が注意し、その場で空き缶の網袋全てを返却させました。

当人は、リサイクル推進課職員に対して、以前からやっている、「奈良市手をつなぐ親の会」(左京五丁目、以下「親の会」といいます。)へ持っている旨の供述をしました。

リサイクル推進課職員から連絡を受けたリサイクル推進課長(以下「当職」といいます。)は、すぐに公社管理職に連絡し、当人が市収集分の空き缶を持ち去ろうとした事案について伝え、事実確認と説明を求めました。

(2) 公社からの説明及び市による指導

翌日の9日(木)午後3時30分、公社より部長級管理職含む担当者2名が市内大安寺西のリサイクル推進課現場事務所に来課し、当職が説明を受けました。

そこで、まず公社より当人の氏名、年齢、身分及び公社において従事する業務の内容について説明を受けました。それによると、当人は公社臨時職員であり、その業務内容は環境清美センター資源回収場において市民が搬入した再生資源(缶・ビン・ペットボトル・飲料用紙パック)の分別及びその再生資源の奈良市大安寺西二丁目のリサイクル推進課のストックヤードへの運搬であるとのことでした。

また、公社において当人に対し事実関係を確認したところ、親の会に空き

缶を渡し始めたのは平成27年6月上旬からで、当初は環境清美センター内で分別作業中、市民が持ってくる空き缶の一部を4～5回（1回にレジ袋1袋程度）渡しており、同年6月20日頃からリサイクル推進課の空き缶ストックヤードから5～6回（1回に備え置きの網袋3袋程度）を渡すようになったとのことでした。

渡していた理由は親の会に協力したいという思いだけで、金銭に限らず見返り等は一切受け取っていないとのことでした。

当人は安易な考えで行ったことを深く反省しており、今後はこのようなことを一切行わないように、公社からも強く指導したとのことでした。

当職からは、市としての対応は改めて市での情報共有、検討の後に伝えるが、当座の措置として、7月9日午後以降、当人が奈良市大安寺西二丁目のリサイクル推進課に立ち入らないこと、公社から改めて当人に強く指導すること、当人に限らず公社職員の規律の厳正化を図ることを要請し、了承を得ました。

以上の経緯をまとめ、とり急ぎ当職より環境部長と環境部次長にメールで報告を行いました。

この報告を受けて、環境部長より公社に対し、再生資源や搬入される廃棄物の取り扱いについて、公社職員に厳しく指導を行うこと及び当人に対して公社として適切な処分をとるよう改めて指示を行ったものです。

(3) 親の会からの説明及び市による指導

当人が空き缶の譲渡先として供述した親の会にも、環境部長と環境部次長が事実関係を問いただしたところ、過去に当人からレジ袋程度の空き缶をもらったことはあるが、親の会として空き缶の譲渡について当人に依頼したことは一切ないとのことでした。

また、当人が空き缶を渡した相手方として名前を挙げていた親の会のアルバイト職員について、当該アルバイト職員は、本件について一切関与していないと述べているとのことでした。

さらに、当人がリサイクル推進課の空き缶ストックヤードから運んだと思われる空き缶の入った網袋が6月後半親の会の資源回収場に15袋程度置いてあったことは知っているが、親の会は当人から譲渡を受けたという認識はなく、関与していないとのことでした。

その後、7月19日～20日の間にその空き缶の網袋はなくなっていたと

のことでした。

親の会に対しては、環境部長より、今後は再生資源や搬入物の取り扱いについて指導の徹底を行うよう厳しく指示をしています。

(4) 庁内における対応策の検討

このような経過をもとに環境部長は平成27年8月7日、法令遵守監察監に、刑事手続も含めた今後の対応について相談に行っており、つぎのとおり回答、指導を受けました。

- ・ 7月8日の事案について窃盗罪として刑事処分を行うことを検討すると、立証の困難性を度外視して事実関係が全て認められるものと仮定しても、未遂に止まる可能性が高いものである。
- ・ その他の罪責を考えても、当人は公社の臨時職員として環境清美センター資源回収場からリサイクル推進課に再生資源を運搬する業務に従事していたことから、現場への立入りは適法になされており、身分的に建造物侵入罪は成り立たない。
- ・ 公社の聞き取りにおいて、当事者は過去に何回かやっていると供述しているが、証拠物その他の客観的証拠は一切なく、被疑事実の立証及び被害額の算定ができない。7月8日の事実関係についても、当人が確定的に空き缶を排他的支配下においたと認められる客観的状況があるわけではなく、当人の供述次第で立証が左右される。

以上のように、本件事実関係については、刑事処分を要するほどに可罰性が高いとは言い切れず、立証の困難性からしても、刑事手続に乗せることは難しいものと考えられるうえ、公社に対して環境部長より再生資源の取り扱いについて厳しく指導を行っており、公社は全社員に再生資源や大型ごみの取扱についての指導を徹底して行い、当事者を含め処分を検討していることに鑑みると、今後も関係者への指導監督を徹底するとともに、公社による処分内容の適否を確認する必要があるものの、現時点で本件の環境部の行った措置について問題はないと考える、との見解が法令遵守監察監より示されました。

平成27年8月25日、公社から本件に係る本人への処分について、公社の賞罰審議委員会において、平成27年7月31日付で懲戒解雇処分となり、公社を解雇されたとの報告がありました。

平成27年8月27日、向井副市長へ以上の経過を口頭で報告しました。

よって今回の空き缶窃盗未遂事案については
上述の法令遵守監察監の指導事項に挙げられた諸要素を考慮のうえ、その後市の公社に対する要請、指導に応じて、本人が懲戒解雇処分となっており社会的制裁を受けていることに鑑みて、刑事手続によるべき事案とは考えられないことから、市として警察に通報することはしていません。

なお、清美公社と親の会については廃棄物や再生資源の取り扱いについて指導を継続してまいります。

2. その他の事項について

最後に、11月4日の市民環境委員会における植村佳史委員の質問であります、「平成27年5月頃、当時この事件に関与し、先般窃盗罪につき有罪判決を受けた公社の職員がアルミ缶を窃盗していた現場を現行犯で押さえ、当該公社職員も認めたという事実はあるのか、ないのか」、ということに関しては、当職は全く知らない事案であります。

報告者 リサイクル推進課長 東 明孝

以上

報 告 書

係員	係長	補佐	課長	室長	参事	次長	部長

件名	リサイクル推進課が収集した空き缶の盗難について
日時	平成27年7月8日(水)午後0時20分ごろ
発生場所	奈良市大安寺西二丁目281 空き缶ストックヤード前
現認者	リサイクル推進課 藤上補佐、西川補佐、森下、石田

平成27年7月 日

報告者 リサイクル推進課長 東 明孝

内 容	
■	標記の件につきまして、以下のとおり報告します
	・平成27年7月8日(水)午後0時30分頃、リサイクル推進課 藤上補佐より電話連絡あり。内容は下記のとおり。
	本日、空き缶のストックヤード前(北側)で清美公社の職員(氏名不明)が空き缶の入った網袋を物色しているのを確認したため、注視していたところ職員が空き缶の入った網袋5~6袋を清美公社の車両に積み込むのを現認する。
	すぐに呼び止め、清美公社職員に聴取を行う。
	藤上補佐「何をしているのか?勝手に空き缶を積み込んで、盗んでいるのか?」
	公社職員「すみません。小遣い稼ぎのためにしています。」
	藤上補佐「以前からやっているのか?」
	公社職員「以前からやっています。」
	藤上補佐「盗んだ空き缶をどこへ持って行っているのか?」
	公社職員「親の会へ持って行っています。」
	積み込んだ空き缶を返すよう伝え、缶の入った網袋を降ろすのを確認し公社職員を帰らす。
	・平成27年7月8日(水)午後1時頃、藤上補佐の連絡を受けリサイクル推進課東が清美公社広岡課長に連絡、先ほどの出来事を伝え、事実確認と説明を依頼する。
	・平成27年7月8日(水)午後1時過ぎ、藤上補佐、リサイクル推進課事務所(八条町)来課。新井次長に電話連絡し報告を行う。
	・平成27年7月9日(木)午後3時30分 清美公社 ■■■総務部長、■■■氏
	リサイクル分室(大安寺)来課。対応 東、藤上補佐、大谷(一夫)係長、山形指導員。問題の清美公社の職員の名前は■■■■■■■■■■であるとのこと。
	■■■■総務部長によると今年の6月に入ってから、最初はレジ袋に入れてアルミ缶を奈良市手をつなぐ親の会の■■■■(男性)という人物に渡していたが、親の会は財源的に 苦しいことを聞き、大安寺のストックヤードに置いてある網袋の空き缶に手を付けてしまったとのこと。

また、親の会に空き缶を渡していたが、その見返りとして一切の金銭的な金品は受け取っていないことを[]に確認したとのことである。

また、昨日、空き缶を車に乗せてからの事情聴取の中で、「小遣い稼ぎのためにしている」との発言については、とっさに出た言葉で、なぜあのような言葉が出たか自分でも分からないとのこと。

[]部長に対し、本日も[]が大安寺のストックヤードに出入りしているためリサイクルの現場の職員の感情も考慮し、できるだけ[]の搬入について自粛してもらおうよう依頼し、[]部長の了承を得る。

平成27年7月10日

奈良市長様

株式会社 奈良市清美公社

代表取締役 葛原克博



事件報告について

事件発生日 平成27年7月8日(水) 午後12時15分頃

場 所 奈良市大安寺西2丁目281 奈良市リサイクル推進課分室

事件当事者 株式会社奈良市清美公社 業務第2課 作業第1係
臨時社員 [REDACTED] ([REDACTED] 歳)

業務の内容 奈良市環境清美センター内において市民から搬入された再生資源の分別をおこない分別したものを、上記リサイクル推進課分室に運搬する業務

事件内容 平成27年7月8日(水)午後12時15分頃、清美センター内で再生資源分別を行った缶、びん等をいつものとおり、奈良市リサイクル推進課分室の集積場所へ搬入しました。

そして、指定場所へ降ろした後に、別の集積場所に積んであった市収集分のネット3袋分の空き缶を、環境清美センター内の手をつなぐ親の会へ持って行こうと考え、持ち帰ろうとしましたが、その時に市の職員に見つかり注意されました。

当事者は、その職員には「実は仕事場のまえにある手をつなぐ親の会に空き缶があれば、手助けになるだろうと思い持って行くつもりであった」と答えて、その時は空き缶の袋をその場で返却しました。

この件について、当事者に7月9日に会社にて事実確認をおこなった結果、親の会に空き缶を渡し始めたのは6月上旬からで当初は環境清美センター内の分別業務中、市民が持ってくる空き缶の一部を4~5回(レジ袋程度)を親の会へ渡していました。

そして、6月20日頃から末にかけてリサイクル推進課分室にある空き缶を5~6回(1回3袋)を親の会へ渡していました。

渡した理由は親の会に協力したいという理由だけで、見返り等一切受け取っていないとの事です。

当事者本人も、親の会への協力であり、安易な考えでおこなったことを深く反省しております。今後はこのような事は一切行わないよう強く指導しました。

当面の対応 ・ 7月9日午後以降当事者にはリサイクル推進課分室には立ち入りさせず代わりに社員で搬入をおこなうこととしました。

(リサイクル推進課より要請)

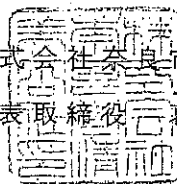
- ・ 全社員に再生資源や大型ごみの扱い方についての指導の徹底します。
- ・ 当事者を含め、処分を検討します。

平成27年8月25日

奈良市長様

株式会社奈良市清美公社

代表取締役 葛原 克巳



公社臨時職員の不祥事について

拝啓 平素は公社に対して格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。
ございます。

さて、平成27年7月8日（水）に、当社臨時職員 [REDACTED] が起こ
しましたリサイクル推進課分室からの空き缶の無断持ち出しの件及び、
環境清美センター内の分別作業中、分別した空き缶の一部を親の会へ渡
していた件につきましては、大変なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ござ
いませんでした。

公社においては、事件発覚後直ちに当事者を本社に配置替えを行うと
ともに、代替職員を配置し、業務に支障が生じる事のないよう取り計ら
いました。

そして今回の事件の内容調査及び、今後の対策等について社内にて協
議するとともに、懲戒については賞罰審議委員会にて審議を行い、当事
者及び関係管理者の処分を行いました。

当事者 [REDACTED] においては、事の重大さに鑑み処分は懲戒解雇とし、平成
27年7月31日付けを以て退社としたところです。

今後公社はこの事態を深刻に受け止め、信頼の回復に努めるとともに、
二度とこのような過ちを繰り返さないよう、指導および管理体制の強化
に努めてまいります所存でございます。

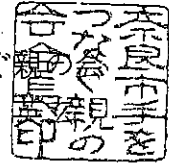
まことに勝手ながら、今後も変わらぬご支援のほどをお願い申し上げ
るとともに、まずは略儀ながら書中をもちましてお詫びと報告を申し上
げます。

敬具

平成 27 年 7 月 29 日

奈良市長
仲川 げん 様

奈良市手をつなぐ
会 長 小西



清美公社 ■■■ 氏の件に関する報告書

清美公社 ■■■ 氏が、「6月20日頃から末にかけてリサイクル推進課分室にある空き缶を親の会へ渡していました」との発言に関して。

奈良市手をつなぐ親の会で確認しましたところ

- ① 空き缶を置いてあった事実はあります。
- ② ■■■ 氏（当アルバイト職員）に直接手渡していた事実はありません
- ③ また、親の会から依頼した事ありません。
- ④ 以前より、■■■ 氏から市民が持ち込まれるレジ袋程度の空き缶は頂いたことはあります。
- ⑤ ■■■ 氏は、■■■ 氏から口頭で「空き缶を置いておいた」事は聞いていません。
- ⑥ また、■■■ 氏は8時30分～12時30分までのアルバイト契約者であり、6月16日～23日の間職場をお休みされていました。
- ⑦ 置いてあった空き缶は作業場奥に保管してありました。
 - ・今回、15袋程6月後半から、■■■ 氏にネットに入った空き缶を置いてありました。現場では少し疑問に感じ、資源回収場の裏の方で保管していました。
 - ・7月19日～20日の間にそのネットに入った空き缶がなくなっていました。

今後の対応

今後、無償譲渡契約（古紙・古着・雑誌・ダンボール）以外の対応に関して、取扱指導の徹底を行います。

前記内容に関連する事項として

- ・ 毎日資源回収場に特定の市職員の方が、数回公用車（33-25）で空き缶を取りに来られています。
- ・ ■■■氏が浄化センターから工場に戻ってこられる時間に公用車（33-25）で空き缶を取りにこられています。